

令和元年度『児童館直接来館』試行実施について

保護者のニーズや、小学生のあそび時間の確保に対応するため『児童館直接来館』を試行実施する。

児童館の利用は放課後自宅等に帰宅し、通学上の荷物（ランドセル等）を置いて来館することが原則であるが、事前に「児童館直接来館登録票」を提出した児童に限って、保護者の了解のもとに放課後に通学上の荷物を所持して直接児童館を利用できることとする。

1. 試行実施児童館について

連光寺児童館（平成30年12月議会で陳情が出され趣旨採択となった地域の児童館）
東寺方児童館（バス通学の児童もいる小学校の地域の児童館）

2. 対象等

多摩市在住または在学の小学生で、保護者会や通院等の理由で保護者が不在の場合、もしくは自宅が遠いため一旦家に帰ると来館が困難な場合や児童館事業へ参加する場合。

3. 保護者への周知

児童館だよりや市ホームページで周知するとともに、両児童館で保護者説明会を行い主旨を説明する。

4. 利用上のルール

- 事前に「児童館直接来館登録票」を児童館に提出する。
- 来館する時に、「直接来館利用届」を児童が提出する。
- 児童館で登録状況表を作成し、小学校に情報提供する。
- 下校時間までの緊急時（学級閉鎖や事件等）及び災害時（風水害等）等の対応は、小学校の対応に準じる。
- 児童館では、一般来館児と同様のルールで過ごす。
- 帰宅時間や方法、途中外出は自己管理で行う。
- 児童館内での怪我以外は保険の適用外となる。
- 通常の経路及び方法により、学校から自宅に下校する際に怪我などをした場合は、学校の管理下における災害として、市が加入する保険の対象になるが、児童館に直接来館する場合は、保険の対象にはならない。

5. 試行実施期間

令和元年9月17日（火）から令和2年3月31日（火）までとする。

6. 試行後の対応

試行実施期間中に内容についての検証を行う。（利用実態の把握や業務量など）
本格実施に向けて必要性の有無や施設面、職員体制などを検討する。